

今後のスケジュールについて(予定)

令和3～4年
(11月下旬～5月)

・指定難病検討委員会で検討する指定難病(一覧表)の提示、
診断基準等のアップデートに関する検討結果の取りまとめ



・自治体等への周知(オンライン説明会等を開催)



・パブリックコメント



・疾病対策部会における審議・決定



令和5年

・指定難病に係る告示^(※1)及び通知^(※2)の改正

(※1) 難病の患者に対する医療等に関する法律第五条第一項の規定に基づき厚生労働大臣が指定する指定難病及び同法第七条第一項第一号の規定に基づき厚生労働大臣が定める病状の程度(平成26年厚生労働省告示第393号)

(※2) 指定難病に係る診断基準及び重症度分類等について(平成26年11月12日付け健発1112第1号厚生労働省健康局長通知)